

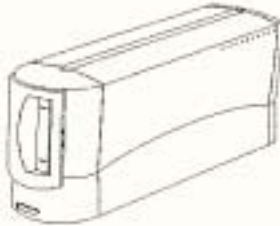



<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-51	スキャナー

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>	
H5-41B	—	データ入力機(画像入力機型)	
H5-440	—	電子計算機用データ読み取り穿孔機	
H5-440A	—	電子計算機用データ読み取り穿孔機(床置型)	
H5-440B	—	電子計算機用データ読み取り穿孔機(卓上型)	
<b>参考分類・参考物品</b>			
<b>分類記号</b>		<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
<b>再掲載指示</b>			
<b>分類記号</b>		<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
<b>この分類に含まれる物品</b>			
スキャナー	画像入力機	画像読み取り機	
<b>定義</b>			
<p>自然物、印刷物等をスキャン(走査)して、電子情報に変換し、電子計算機等に転送する機器。                  医療用のスキャナーは含まない。</p> <p>スキャン【scan】 画像を走査すること。                  そう-さ【走査】(scanning) テレビジョンやファクシミリの送信で、像を点の集合に分解してその明暗の度を順次に電流の強さに変えて送信する操作。また、受信の際、電気的信号をそれに対応する各点の明るさに変換してもとの画像を組み立てる操作。 以上 広辞苑第5版</p>			
登録 01142475 画像入力機 	登録 01140701 イメージスキャナ 	登録 01122664 画像入力機 	登録 01135700 画像読み取り機 

**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**

■複数の紙データ入出力機能を持つものの関係■

◎基本的に、主たる機能と形状に基づき分類する

- ・スキャナー機能のみのはH7-51(スキャナー)
- ・プリンター機能のみのはH7-52(プリンター)
- ・複写機能のみのはH7-53(複写機)
- ・スキャナー機能、プリンター機能、複写機能を持つものは、H7-53(複写機)
- ・スキャナー及びプリンター機能についての記載しかなく、複写機能を具備しているか否か不明のものについては、殆どの「スキャナー付きプリンター」が複写機能を具備するものであり、また、H7-52(プリンター)よりもH7-53(複写機)に分類されているものの形状に近いことから、願書及び添付図面において特に複写機能について言及されていなくても、複写機能を具備するものとみなし、H7-53(複写機)に分類する。
- ・ファクシミリ機能のみのはH7-54(ファクシミリ)
- ・プリンター機能、スキャナー機能、ファクシミリ機能を持つものは、H7-54(ファクシミリ)

■その他の読み取り機■

- ・ビデオカメラによるイメージスキャナーはビデオカメラ(J3-230)
- ・バーコード読み取り機はバーコードリーダー(H7-133)
- ・ファクシミリの読み取り部のみは紙データ出力機等部品及び付属品(H7-590)
- ・コピー機の読み取り部のみは紙データ出力機等部品及び付属品(H7-590)
- ・医療用の診断画像等をスキャンする機器は医療用撮影機及び関連機械器具(J7-360)

<p>H7-133 登録 1117557 バーコードリーダー</p> 	<p>J3-230 登録 1171417 画像読取機</p> 	<p>J7-360 登録 1176588 医療用画像記録機</p> 
--	--	---

**分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)**

過去に分類した物品の名称		